

仕 様 書

1 業 務 名 平成31年度 歯科口腔健診受診券等封入封緘業務（1件当たりの単価）

2 目 的 平成31年度の歯科口腔健診受診券等の封入封緘業務を効率的かつ円滑に実施するため。

3 業務内容

項 目	仕 様 等
歯科口腔健診受診券等の封入封緘及び搬入作業	<p>①封入物は、受診券（規格：$9\frac{3}{10}$"\times11$\frac{1}{2}$"、上質紙90kg、1枚、ミシン目付）・実施医療機関一覧表（規格：A4サイズ、上質紙55kg、5枚）・訪問健診実施医療機関一覧表（規格：A4サイズ、上質紙55kg、4枚）・訪問健診に係る同意書・チラシ（A4サイズ、上質紙55kg、1枚）とし、封筒は、別紙の内容のものを引き渡すため、使用すること。</p> <p>②作業は5月、7月及び8月の3回行うものとし、それぞれの作業における件数は概ね 5月分：60,100件、7月分：3,900件、8月分：9,500件とする</p> <p>③受診券は、巻三つ折りにして封入する。実施医療機関一覧表・訪問健診実施医療機関一覧表・訪問健診に係る同意書・チラシは三つ折り済み。</p> <p>④封緘する。ただし、一部については、封緘は不要とする</p> <p>⑤100件ごとの分包とする</p> <p>⑥完成品は、検認を受けたものから随時県内各市町村へ搬入すること ただし、一部については、広域連合へ搬入すること</p>

4 業務スケジュール（予定）

- (1) 5月分は、5月13日から15日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は5月17日とする。
- (2) 7月分は、7月8日から10日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は7月16日とする。
- (3) 8月分は、8月5日から7日の間に封入封緘を実施し、その後順次県内各市町村へ搬入する。搬入期限は8月9日とする。

5 その他

- (1) 業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係諸法令並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること
- (2) 当広域連合の所在する島根県松江市又は隣接する市町村に封入封緘作業が行える作業所又は事業所等を有していること